

平成22年度植物防疫所業務監査の基本方針

植物防疫所監査運営会議

平成22年3月19日

植物防疫所業務監査実施要領(平成20年11月21日付け消安第8616号消費・安全局長通知)第3第3項の規定に基づき、平成22年度に実施する植物防疫所業務監査(定期監査)の基本方針を次のとおり定める。

1 監査の主題

主題：法令等に基づいた適切な輸入検査の実施

- 輸入青果物検査
- これまでの改善事項に関する措置(抽出数量の記録、検査内容及び検疫措置、消毒・廃棄時の立会い、検査場所への移動)

2 監査の実施において特に注意すべき事項

- (1) 監査は、対象業務を実施するすべての植物防疫所を対象に実施すること。
- (2) 輸入青果物検査の監査は、業務の総合的な検証を含むものとする。
- (3) 植物防疫所長は、監査主任者を中心とする所内の監査実施体制を整備するとともに、各所間の連絡調整に努めること。
- (4) 植物防疫所長は、速やかに監査実施計画書を作成し、監査対象機関に通知するなどにより、監査の円滑な実施に努めること。
- (5) 植物防疫所業務監査実施要領第10第3項に規定する監査結果の報告は、平成22年12月24日までに行うこと。
- (6) 植物防疫課長は、植物防疫所における業務監査が円滑に実施できるように、随時実施状況を把握するとともに、必要な連絡調整を行うこと。
- (7) 植物防疫課長及び植物防疫所は、基本方針、監査実施計画書、監査結果等を速やかに公表すること。

